

## 四條畷市コミュニティバス専用学期定期券の発売

1. 対 象 市内在住の中学生、高校生

2. 発売場所

市役所東別館3階 都市政策課、田原支所

※京阪バス門真営業所では発売しませんので注意してください。

3. 発売券種

通用区間	設定券種	発売金額	通用期間
全線 (2区)	1学期	26,000円	4月1日～7月31日
	2学期	26,000円	9月1日～12月31日
	3学期	19,500円	1月1日～3月31日
1区	1学期	22,000円	4月1日～7月31日
	2学期	22,000円	9月1日～12月31日
	3学期	16,500円	1月1日～3月31日

4. 発売期間

① 1学期券 … 3月25日～4月7日

② 2学期券 … 8月25日～9月7日

③ 3学期券 … 12月20日～1月7日

(12月29日～1月3日までは発売しません。)

・上記期間中の平日午前8時45分～午後5時15分

5. 購入方法

生徒手帳を持参のうえ、発売場所で申し込み書に必要事項を記入してください。

※中学から高校へ進学される場合は、入学証明書等、当該高校に入学したことが確認できる書類を持参してください。

6. ご利用方法

(1) 整理券が発行されている場合は、整理券を取ってバスに乗車してください。

(2) 降車する際は運賃箱に整理券を投入し、乗務員に定期券をはっきりと見えるように呈示してください。

※四條畷市コミュニティバス専用学期定期券では京阪バスの路線には乗車できません。

また、京阪バスの定期券では四條畷市コミュニティバスに乗車できませんのでご注意ください。

7. 払戻し、区間変更について

(1) 対応場所

京阪バス門真営業所（門真市千石東町 17 番 20 号）

(2) お客様の都合による払い戻しについて … ★保護者の同意書が必要です★

（同意書は、四條畷市コミュニティバスのホームページでもダウンロードできます。）

お客様の都合により定期券が不要となった場合、発売金額より使用日数分の普通旅客運賃額と手数料 520 円を差し引いた額を払い戻しいたします。

・ 計算方法

$$\text{発売金額} - (\text{券面表示区間の普通旅客運賃} \times 2 \text{ 回} \times \text{使用日数}) - \text{手数料 } 520 \text{ 円} = \text{差引払い戻し額}$$

(例) 通用区間全線の1学期定期券を 5/20 で払い戻しをする場合

○ 使用日数

$$30 \text{ 日} (4/1 \sim 4/30) + 20 \text{ 日} (5/1 \sim 5/20) = 50 \text{ 日}$$

○ 払い戻し額

$$26,000 \text{ 円} - (250 \text{ 円} \times 2 \text{ 回} \times 50 \text{ 日間}) - 520 \text{ 円} = \underline{480 \text{ 円}}$$

(3) 区間変更について（東部1区から全線に変更等）

お客様の請求により通用区間の変更を行う場合、次の計算方法により算出された金額を追徴または払い戻しいたします。（この際、手数料 520 円を申し受けます。）

・ 計算方法：（高額券面表示額 - 低額券面表示額）× 残通用日数 ÷ 通用日数

## 8. 注意事項

- (1) 紛失した定期券は再発行いたしません。紛失された場合は、通学割引証をご利用願います。
- (2) 汚損などにより券面表示が不鮮明となった場合、京阪バス門真営業所にて再発行をいたします。（この際、手数料 520 円を申し受けます。）
- (3) 券面表示事項を改変したもの、通用期間経過後のもの、その他不正に使用された場合は、定期券を回収のうえ、別に定める割増金を申し受けます。
- (4) 8月は通学割引証をご利用ください。
- (5) ご乗車日に見合う定期券をご利用願います。

※ 1月に2学期券でのご利用や、12月に3学期券でのご利用等はできません。

連絡先：四條畷市役所都市政策課      072-877-2121（代表） 8:45～17:15  
京阪バス門真営業所                      072-887-2121                      9:00～17:00